

企業主導型保育事業保育施設設立準備セミナー

共同利用契約締結のポイント

令和元年10月24日

行政書士オフィスプラス

■ プロフィール



行政書士オフィスプラス 代表 特定行政書士 蓮田 美加

主要業務：保育所関連手続き
認可保育申請手続き（事前協議、認可申請等）、企業主導型保育事業
関連手続き、各種助成金申請業務、規定策定、認可外保育届出等

企業主導型保育事業申請サポートオフィス運営 <https://hoikuen-plus.jp>

平成29年度より企業主導型保育事業にかかる申請業務全般を行う。

事業計画から開園後まで包括的にサポート、毎月の助成金申請や各種相談、資料・契約書等の作成にも対応。

様々なケースの企業主導型保育事業申請を多数経験。

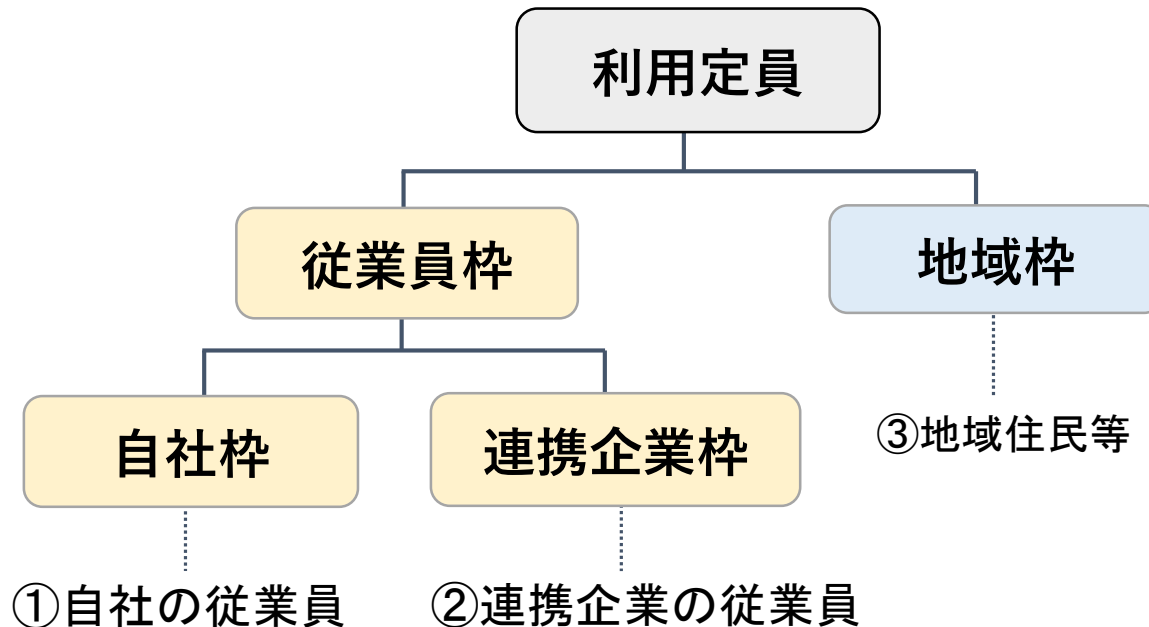
目 次

1. 共同利用契約の基本知識
2. 契約締結にあたっての留意点
3. 共同利用の開拓について

1. 共同利用契約の基本知識

■はじめに（利用者について）

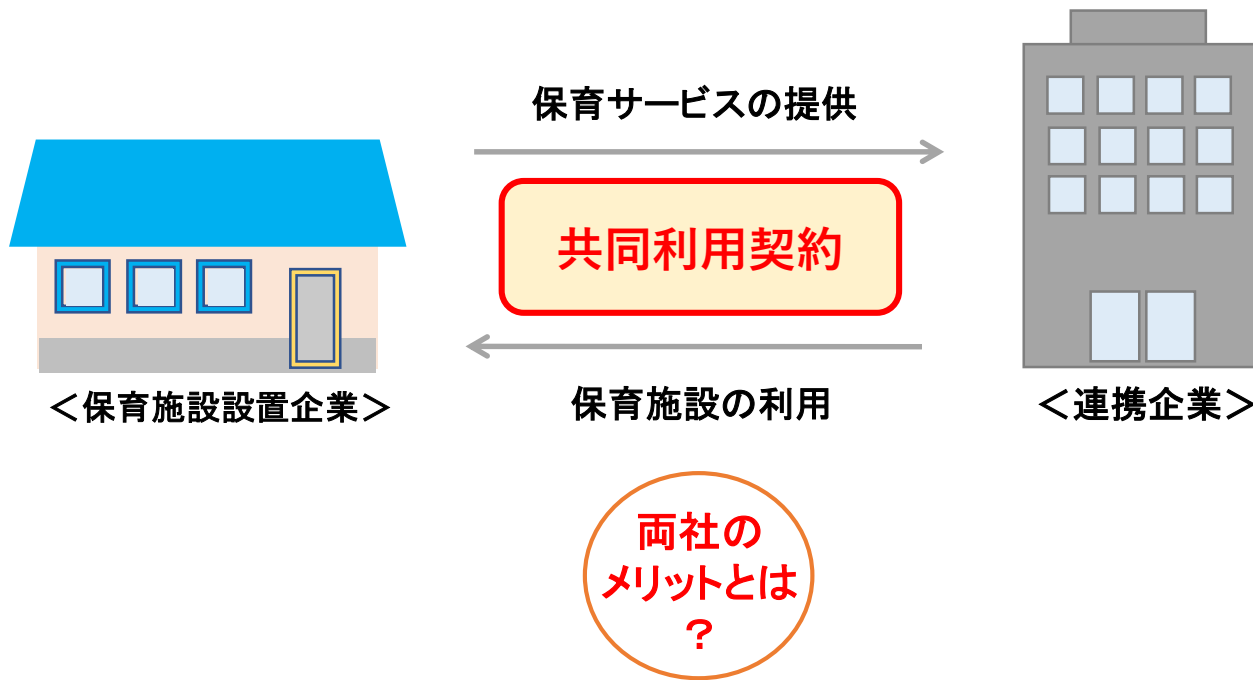
企業主導型保育事業は主に企業の従業員の子どもを預かる保育施設です。利用定員には「従業員枠」と「地域枠」の区分があり、利用者は次の①～③に分類されます。



■ 共同利用契約

従業員枠は福利厚生を目的として設置され、保育施設設置企業以外の企業も自社の福利厚生の一環として連携企業枠を利用することができます。

連携企業枠の利用(提供)にあたり、設置企業と連携企業は**共同利用契約**を締結します。

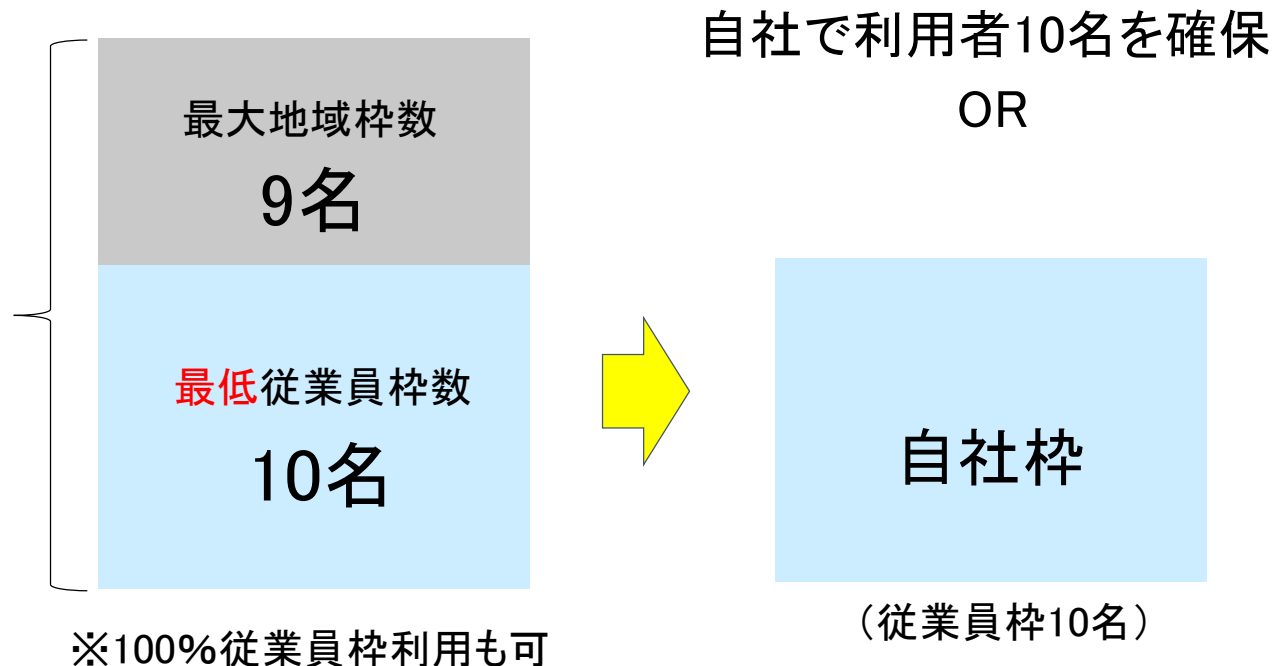


両社ともに複数の企業との共同利用契約が可能です。

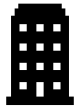
■ 安定した保育収益の確保

企業主導型保育事業は、**実際の利用者数**に応じて運営費助成金が交付されます。利用定員のうち半数以上は従業員枠での利用となるため、**安定した運営**を行うためには**従業員枠利用者の確保**が必要不可欠となります。

(例) 定員数19名の保育施設の場合



■ 連携企業の要件



連携企業

企業主導型保育事業は、**子ども・子育て拠出金**を財源とした助成制度です。

そのため、本事業の施設を利用する企業は、設置企業だけでなく連携企業も同様に子ども・子育て拠出金を負担していることが要件とされています。

※子ども・子育て拠出金（旧児童手当拠出金）

毎月健康保険および厚生年金とともに事業者が年金事務所へ納付。

従業員の負担はなく全額雇用者が負担。

児童手当や子育て支援事業等にあてられ、企業主導型保育事業の財源となる。

■ 利用者(従業員)の要件(保育の必要性)



利用者(従業員)

※自社・連携企業共通

企業主導型保育の利用者要件は、「**保育の必要性があるもの**」とされています。

＜保育の必要性とは＞・・・保護者(両者)が下記のいずれかに該当すること

- ・ 就労
- ・ 妊娠・出産
- ・ 保護者の疾病・障害
- ・ 介護（同居や長期入院等している親族の介護・看護等）
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やDVの恐れがあること
- ・ 育児休暇取得中に既に保育を利用している子どもがいること
- ・ その他市町村が認める場合

利用者が
住んでいる自治体の
定めに準ずる

■ 利用者(従業員)の要件(必要な書類)



利用者(従業員)

※自社・連携企業共通

両保護者が就労していれば、雇用形態問わず保育の必要性が認められます(各企業の就労状況を踏まえ必要労働時間を設定。48時間以上の利用を優先)

(必要な書類)

ただし、保護者の一方が就労していない場合は、「**保育認定**」が必要となります

(必要な書類)

※保育認定

保育の必要性について各市町村が定めた基準(保育を必要とする事由、必要量(時間)、優先利用等)で保育の必要性等について自治体が認定を行うこと。

2. 契約締結にあたっての留意点

■ 契約の締結にあたって

① ニーズの確認

提供できるサービスと連携企業のニーズ（開所時間や開所曜日等）がマッチしているか確認します。

連携企業の意見等を聴取することで、**必要とされている保育サービス**の発見に繋がります。

② 運営や保育サービスの説明

保育施設の運営には、各種規定（**児童福祉法・関係法令の順守、保育指針、安全対策等**）が必要です。

連携企業に対し、パンフレットや重要事項説明書等を用いて保育サービス内容詳細を説明します。

■ 契約の締結にあたって

③ 費用負担

連携企業が負担する費用について協議します。

費用には保育料のほか、設置に係る費用や委託料、基本契約料等があります。連携企業の負担をゼロとすることも可能ですが、この負担分を保育利用料等に転嫁することは認められません。

④ 利用料金

保育利用料の負担者を決定します。

負担者は、連携企業またはその従業員のいずれも可能です。

なお、従業員枠の保育料を通常保育料より低く設定することも認められています（地域枠利用料と差があってもよい）。

■ 契約の締結にあたって

⑤ 利用方法

連携企業枠について利用方法を定めます。

常時利用できる枠を連携企業のために一定数確保する契約や、枠は確保せずに定員の空きがある場合に限り利用する等の取り決めも可能です。

⑥ 契約締結方法

契約の締結にあたっては、共同利用契約書等を用意し施設設置企業と連携企業が直接やり取りを行います。

また、契約書には法人印を用いるものとされています。

■ 共同利用契約書

共同利用契約にあたり、企業間で必要な事項を定めた**契約書の取り交わし**が必要です。

様式は自由ですが主に次のような事項等について定め、設置企業は提供するサービスや契約内容について連携企業へ十分な説明を行います。

- ・契約の目的
- ・保育を行う場所
- ・**利用定員数(※)**
- ・保育園の運営、内容、安全対策等
- ・保育園の利用手続き
- ・委託料、**費用負担(※)**
- ・保育利用料金
- ・保育利用料の支払方法
- ・個人情報保護、秘密保持、守秘義務等
- ・損害賠償
- ・契約の解除
- ・不可抗力による契約の終了
- ・契約期間
- ・反社会的勢力の排除
- ・協議事項
- ・管轄裁判所

(※)印の項目は必須項目

■ 企業主導型保育特有の事項

< 利用定員数 >

連携企業が利用できる**定員数**を定める。
トラブル防止に備え**受入順序**等を明確にする。

< 委託料、費用負担 >

連携企業が負担する**費用負担の有無**や目的、金額等を明記する。
連携企業の負担をゼロとすることも可能。

< 保育利用料金 >

保育利用料の金額や根拠について明記する。
なお、保育利用料は原則児童育成協会の定める「**利用者負担相当額**」とされている。

< 保育利用料の支払い方法 >

保育利用料の支払い時期や**費用負担者**、支払い方法について明記する。連携企業の負担、従業員の負担、いずれも可。

抜粋例

共同利用契約書

_____（以下「甲」という）と_____（以下「乙」という）は、以下のとおり甲が設置する保育施設を乙が利用することに関して、次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引を確立し、甲が設置する企業主導型事業保育施設（以下「本保育施設」という）を乙が共同利用することについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（保育施設の所在地および名称）

保育施設の所在地 東京都〇〇区〇〇〇 〇-〇-〇
保育施設の名称 〇〇〇〇〇保育園

第3条（契約内容および利用者）

- 乙の従業員は甲が設置する本保育施設を利用することができ、甲は別紙「〇〇〇〇」のとおり適切な保育サービスを提供する。
- 本保育施設は福利厚生を目的とする甲および甲と共同利用契約を締結した企業の従業員が利用できる従業員枠の他、地域枠を設けるものとする。
 - 乙が利用できる甲の保育施設の従業員枠は_____名とする。
 - 甲は正当な理由なく申込みの拒絶や特定の共同利用契約者の受け入れを優先させてはならない。また、乳幼児の**本施設への入所申込みは先着順**で受け入れるものとする。

第4条（保育施設の設置および運営）

本保育施設は甲が設置および運営を行い、**乙が負担する費用は一切ない**。

第5条（保育利用料）

保育利用料は、**公益財団法人児童育成協会が定める利用者負担相当額**として、別紙「〇〇〇」のとおり甲が定める。


第6条（支払方法）


保育利用料は〇〇までに本保育施設を利用する**乙の従業員が甲に直接支払う**ものとする。

3. 共同利用の開拓について

■ 企業が保育所を必要とする理由

 共同利用契約を締結する連携企業には、**設置費用をかけずに保育所を自社の福利厚生として利用できる**大きなメリットがあります。

 福利厚生は、現在雇用している従業員の産休・育児休業からの復職を目的とする他、これから**新たな従業員の募集を行う際の企業側のPRポイント**になります。

 中でも女性の活躍を期待する業界等においては、子どもの預け先がないことや、**パート勤務では保育認定が受けられない**等がネックとなり、子育て中の女性の新規採用が進まない現状があります。

■ ニーズの高い事業種類と範囲

共同利用契約が期待される業界、事例

- ・ 生命保険会社
- ・ コールセンター
- ・ 医療関係
- ・ 介護施設
- ・ ホテル
- ・ ブライダル
- ・ 美容サービス系
- ・ 飲食店
- ・ スーパー
- ・ 量販店
- ・ 金融機関
- ・ 士業関係
- ・ 製造工場
- ・ 運送会社
- ・ 物流、倉庫等

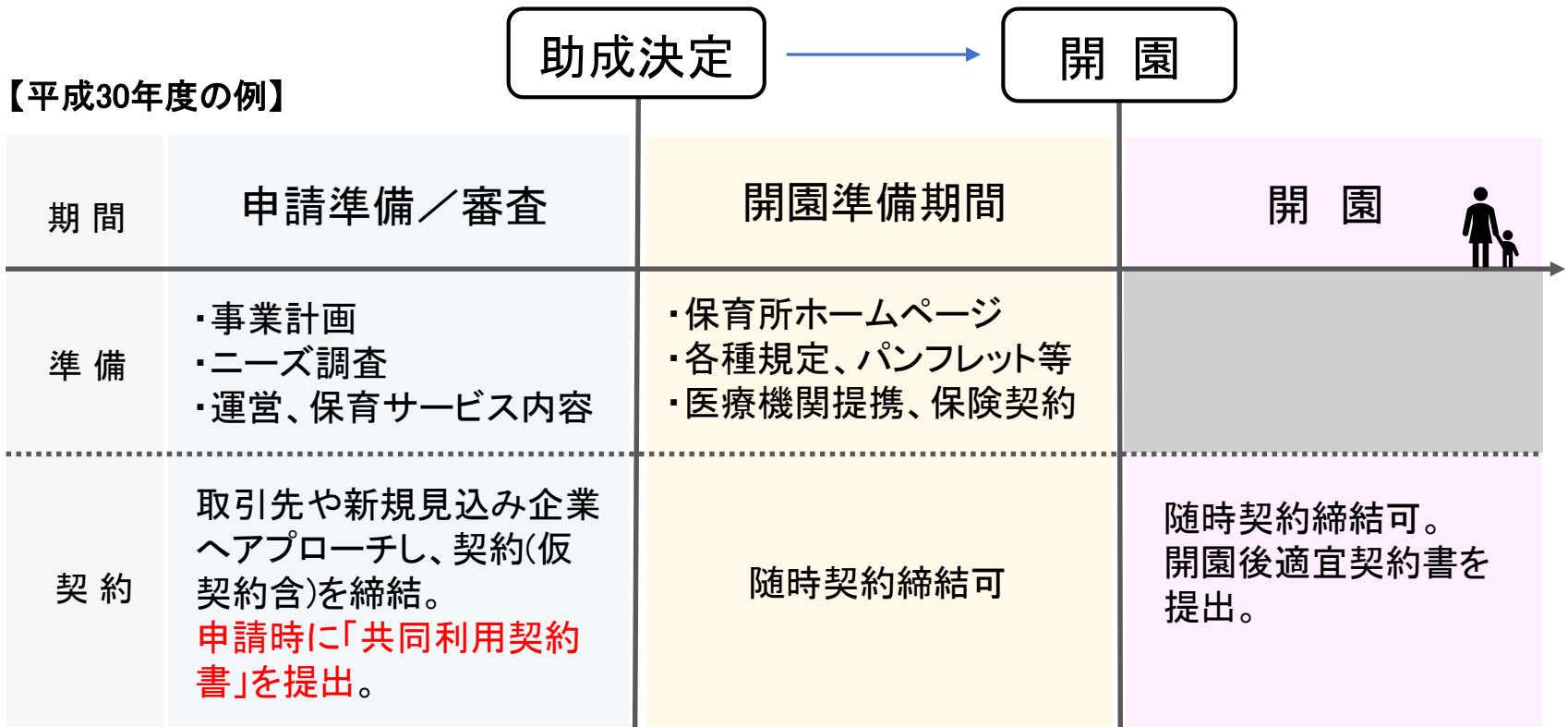
※厚生年金加入事業者であること

共同利用契約が期待される範囲

- ✦ 共同利用契約を締結する連携企業は**近隣の企業に限られません**。
- ✦ **現在取引をしている身近な企業**や**同業者**も多く利用されています。
- ✦ **既に自社で保育所を設置している企業**も契約されることもあります。

■ 開拓に必要な準備と契約の締結

連携企業の開拓にあたっては、期間に応じた準備が必要になります。
また、共同利用の有無については申請時の確認事項となっています。



■ 保育および制度について理解を深める

企業主導型保育事業は、**多様な働き方**に対応できる保育施設です。

また、認可外保育施設でありながら、**認可保育所並みの高い設置運営基準**であり、**利用料金は認可保育所同等の水準**となります。

多くの子育て中の保護者が実際におかれている状況

- ・育児休暇から復帰したいが預け先が見つからない
- ・子どもがまだ小さく、フルタイムの仕事は厳しい
- ・パートタイムでは保育認定がもらえない、保留になった(自治体毎に基準あり)
- ・保育認定不要の認可外保育施設の利用料とパート収入が見合わない等

この制度は、**働きたくても働けない保護者**と、**人材の確保が必要な企業の両者**が抱えている問題を解消する役割を担っています。

■ 保育ニーズと保育事業計画

共同利用契約は、連携企業側においても大変意義ある保育サービスです。

しかしながら、設置企業側と連携企業側が、子育て世帯がおかれている現在の状況や本制度について十分な理解がない場合、せつかくの保育サービスも活用が進みません。

また、設置企業は、**求められている保育サービス(保育ニーズ)を踏まえて、**自社が提供する**保育サービス内容を検討**することが重要です。

保育サービス例

開所時間(早朝開園等)、開所曜日(日・祝日開園等)、延長保育、一時預かり、病児保育、夜間保育等

■ 最後に

企業主導型保育事業は多様な働き方への対応が可能です。

全てのニーズに応えることは難しいものの、利用者の目線で必要な保育サービスを検討することで、「**実際に利用される保育所**」へと繋がります。

また、利用者が安心して預けることができるよう安全性への配慮が求められます。

本保育事業の**強みを生かした事業計画**を策定し、自社の**保育サービスの特徴を訴求**することが大切です。